

許 可 証

許可番号 第30-24号

住 所 清須市西須ケ口 58 番地  
永井産業株式会社  
氏 名 代表取締役 永井 宏典

平成 30 年 2 月 26 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項  
の規定により次のとおり許可する。

浄化槽法第——条第一項

平成 30 年 4 月 1 日

あま市長 村上 浩 司



取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 <sup>⊗</sup> （以下「廃棄物」という。）
収集、運搬及び 処分の別	収集・運搬
業務の区域	あま市全域
許可年月日	平成30年 4月 1日
有効期間	自 平成 30年 4月 1日 至 平成 32年 3月31日
条 件	<p>関係法令等を遵守すること。</p> <p>収集・運搬は登録車両に限る。</p> <p>甚目寺地区から回収した廃棄物の搬入先は名古屋市五条川工場に限る。七宝・美和地区から回収した廃棄物の搬入先は八穂クリーンセンターに限る。</p> <p>いかなる場合においても本市に対して補償等の請求はしないこと。</p> <p>その他、市長が必要と認めた指示事項を遵守すること。</p> <p>条件を遵守しない場合は許可を取り消す。</p>

⊗但し可燃ごみに限る